

令和5年度(2023年度)第2回熊本市環境審議会

次 第

日時：令和5年(2023年)5月31日(水)10時00分

会場：熊本市役所 本庁舎4階 モニター室

1 開会

2 議題

「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の制定について

(1) 環境影響評価手続について

(2) 熊本市環境影響評価手続(案)

3 その他

4 閉会

<配布資料>

資料1 環境影響評価手続について

資料2 環境影響評価手続(案)

参考資料 条例制定のQ&A

参考資料 熊本県内の運用状況

環境影響評価手続について

令和5年5月31日(水)

熊本市環境政策課

本日の審議事項

(仮称)熊本市環境影響評価条例の基本的事項

① 環境影響評価の手続方法



本日の審議事項

② 環境影響評価の地域区分(ゾーニング)

③ 環境影響評価の対象事業・規模要件



第3回～第4回審議会

④ 環境影響評価の調査、予測及び評価の方法の検討



専門家会議で審議

令和5年度

条例で規定
(条例の基本的事項)

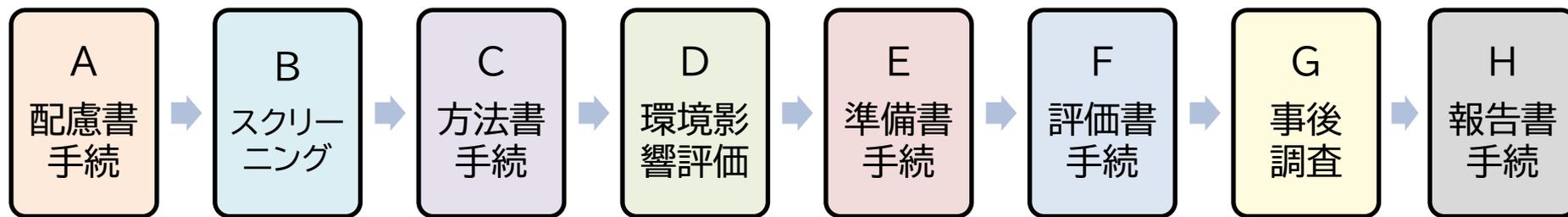
令和6年度

技術指針
で規定

- 1 環境影響評価手続の流れ
- 2 環境影響評価手続の概要
- 3 環境影響評価に要する期間

1. 環境影響評価手続の流れ

(1) 環境影響評価手続のフロー



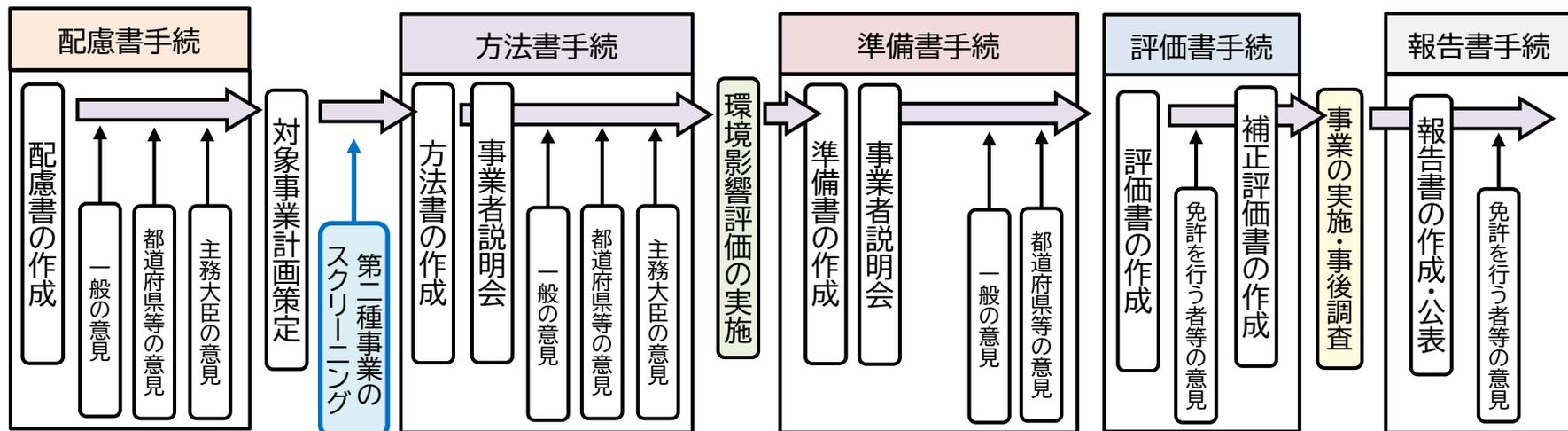
手続方法	手続内容	他自治体の状況	県の状況
A 配慮書手続	計画の早期段階において環境保全のために配慮すべき事項を検討する手続	42/68自治体で規定 16/19政令市で規定	○ (規定)
B スクリーニング	環境への影響を考慮し、環境影響評価を行うかどうかを決める手続	21/68自治体で規定 5/19政令市で規定	× (未規定)
C 方法書手続	環境影響評価が適正に行われるように、その方法や環境影響評価項目等を示す手続	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
D 環境影響評価	事業を実施した結果、環境がどのように変化するか調査、予測、評価するもの	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
E 準備書手続	事業者が事業実施に伴う環境影響について調査・予測・評価した結果をまとめる手続	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
F 評価書手続	準備書の結果に加え、住民等の意見を考慮して、最終的に取りまとめる手続	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
G 事後調査	環境保全対策の実績が少ない場合や不確実性が大きい場合などに行う環境調査	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
H 報告書手続	事後調査の項目、手法、結果などを記載した報告書を作成するもの。	61/68自治体で規定 17/19政令市で規定	○ (規定)

1. 環境影響評価手続の流れ

(2) 国と県の環境影響評価手続のフロー

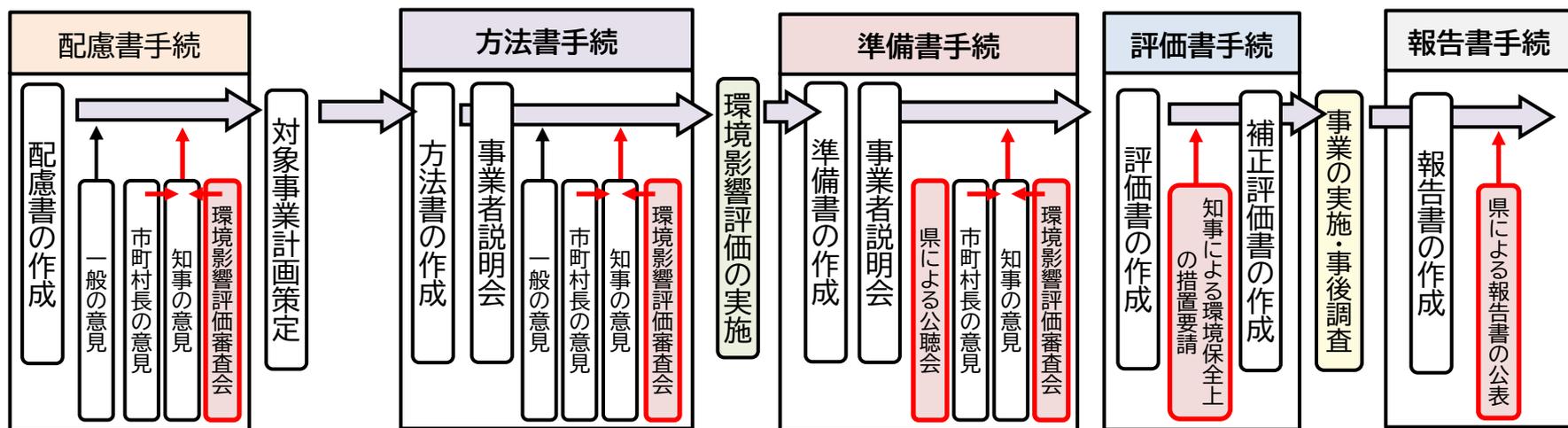
 → : 国独自の制度
 → : 熊本県独自の制度

(環境影響評価法)



※ 第2種事業を実施する場合、配慮書の作成は任意

(熊本県環境影響評価条例)



2. 環境影響評価手続の概要

A 配慮書手続

事業者が、重大な環境影響を回避・低減するため、事業計画を検討する早い段階で複数案を設定し、既存資料により簡易的に調査、予測、評価を行う手続。

<配慮書作成の概要>

対象事業の複数案の設定（複数案が現実的でない場合は単一案となる場合もある）
複数案の例：事業の位置や規模、施設の配置、構造（煙突の高さ、設備の能力）など

a案

b案

c案

○ 複数案について、影響要因ごとに重大な影響を受ける恐れのある環境要素についてポイントを絞って比較・検討する。

- ・影響要因：工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用
- ・**環境要素**：大気環境、水環境、土壌環境、動植物、生態系、景観、廃棄物、文化財など



事業計画の決定
(事業の位置・規模・施設の配置、構造の決定)

環境要素の範囲

■ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

- ◎ 大気環境（大気質・騒音・振動・低周波音・悪臭・その他）
- ◎ 水環境（水象・水質・水底の底質・地下水の水象及び水質・その他）
- ◎ 土壌環境・その他の環境（地形、地質・地盤・土壌・その他）

■ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

- ◎ 動物
- ◎ 植物
- ◎ 生態系

■ 人と自然との豊かな触れ合い

- ◎ 景観
- ◎ 触れ合い活動の場

■ 一般環境中の放射性物質

- ◎ 放射線の量

■ 環境への負荷

- ◎ 廃棄物
- ◎ 温室効果ガス等

■ 文化財の保全

- ◎ 文化財

2. 環境影響評価手続の概要

C 方法書手続

事業者が、「A 配慮書手続」で決定した事業計画の環境影響評価を適切に行うために、どのような項目について、どのような方法で調査、予測、評価を行うかを決定する手続。

<方法書作成の概要>

○「A 配慮書手続」で決定した事業計画について、影響要因ごとに環境要素に及ぼす影響について**詳細に検討**する。

- ・影響要因:工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用
- ・環境要素:大気環境、水環境、土壌環境、動植物、生態系、景観、廃棄物、文化財など

○ 検討にあたっては、技術指針で定める**参考項目**や**参考手法**を踏まえる。



調査、予測、評価する項目やその方法を決定

2. 環境影響評価手続の概要

<環境影響評価技術指針(参考項目・参考手法)>

技術指針

対象事業ごとに、環境影響を及ぼすおそれがある要因(影響要因)や影響を受けるおそれがある環境の構成要素(環境要素)の区分に応じて、一般的な事業における環境影響評価の「参考項目」を設定。

また、一般的な事業の内容と事業特性を踏まえ、各参考項目ごとに参考となる調査及び予測の「参考手法」を設定。

(例) 一般国道等の新設又は改築の事業に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境					水環境			土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財
		大気質		騒音	振動	低周波音	水象	水質	地下水	地形及び地質	その他の環境要素							
		窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量、流速等	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	日照阻害	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物
工事の実施	建設機械の稼働	○		○	○													
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○		○	○													
	切土工等又は既存の工作物の除去							○			○	○	○				○	
	工事施工ヤードの設置							○		○								○
	工事用道路等の設置							○									○	
土地又は工作物の存在及び供用	道路の存在(地表式又は掘割式若しくはトンネル式)(土地の改変)					○		○	○		○	○	○	○	○			○
	道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)					○				○								
	自動車の走行	○	○		○	○												

2. 環境影響評価手続の概要

技術指針

(例) 一般国道等の新設又は改築の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)第1条の2の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1条の3の表第6号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点	4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 自動車の走行 供用開始後定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境
	自動車の走行	5 調査期間等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 (2) 自動車の走行 季節ごとにそれぞれ1週間	

2. 環境影響評価手続の概要

D 環境影響評価

事業者が、「C 方法書手続」で決定した項目や方法に基づいて、調査、予測、評価を実施し、環境保全対策を検討しながら、環境影響を総合的に評価するもの。

調査

予測・評価に必要な地域の環境情報の収集・調査

- (例) ・ 既存資料の整理(環境白書、環境省レッドリスト等)
- ・ 現地調査(大気質濃度の測定、動植物の観察等)



予測

事業実施により環境がどのように変化するかを予測

- (例) ・ 各種の予測式に基づいて計算(シミュレーション)
- ・ 景観ではモニタージュ写真の作成(完成予想図との合成)



評価

事業実施による環境への影響について検討

- (例) ・ 実行可能な最大限の対策がとられているか。
- ・ 環境保全に関する基準、目標等を達成しているか。



2. 環境影響評価手続の概要

E 準備書手続

事業者が、「D 環境影響評価」で行った調査、予測、評価の結果や環境保全対策を検討した結果を取りまとめる手続。

F 評価書手続

事業者が、「E 準備書手続」で取りまとめた結果に対する意見を踏まえ、必要に応じて見直した上で、最終的に環境影響評価の結果を取りまとめる手続。



事業者が事業着手

(「A 配慮書手続」から「F 評価書手続」が終了するまで事業着手に制限)

2. 環境影響評価手続の概要

G 事後調査

事業者が、予測の不確実性が大きい環境保全対策や実績が少ない環境保全対策を実施する場合に工事中や供用開始後に環境の状態を把握するために調査を行うもの。

H 報告書手続

事業者が、「G 事後調査」を実施した結果やこの調査により判明した環境影響に対する環境保全対策について、工事終了後に取りまとめる手続。



環境影響評価の手続終了

3. 環境影響評価手続に要する期間

手続に要する期間は、事業の種類や調査の実施方法によって異なるが、一般的に「A 配慮書手続」から「F 評価書手続」が終了するまで、**概ね3年から4年程度**を要する。

手続根拠		配慮書～方法書:熊本県環境影響評価条例 準備書～:環境影響評価法(※)	熊本県環境影響評価条例
事業者		事業者A	熊本市(都市計画決定権者)
事業の種類		太陽電池発電所設置事業	一般廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)の設置事業
事業の規模		発電所出力 約45MW	処理能力 一日当たり280トン
事業実施想定区域		熊本県菊池郡大津町	熊本市西区小島二丁目及び城山薬師二丁目
配慮書 (公表から知事意見まで 約3.5カ月)	公表・公告・縦覧	平成31年3月5日～4月4日	平成26年の条例改正前のため配慮書手続きなし
	第1回審査会	平成31年3月15日	
	知事意見	令和元年5月31日	
方法書 (公告から知事意見まで 約4～6カ月)	公告縦覧	令和元年7月26日～8月26日	平成22年1月26日～平成22年2月25日
	審査会	令和元年8月20日,10月17日	平成22年2月18日,4月23日
	知事意見	令和元年12月12日	平成22年6月23日
現地調査、予測、評価、保全措置検討等		1年間超	1年間超(方法書手続きと並行で2年間超)
準備書 (公告から知事意見まで 約4.5カ月)	公告縦覧	令和3年2月12日～3月11日	平成23年8月10日～平成23年9月12日
	審査会	令和3年4月27日～6月4日	平成23年8月26日,12月27日
	公聴会	-	-
	知事意見	令和3年7月26日	平成24年1月31日
評価書 ※配慮書・方法書作成期間を除く	公告縦覧	令和4年1月25日～2月24日 (手続開始から約3年)	平成24年3月9日～5月8日 (手続開始から約2年)※ 当時は配慮書手続なし

※ 上記の手続期間に加え、配慮書作成や事前調査等に時間を要することとなる。

熊本市環境影響評価手続(案)

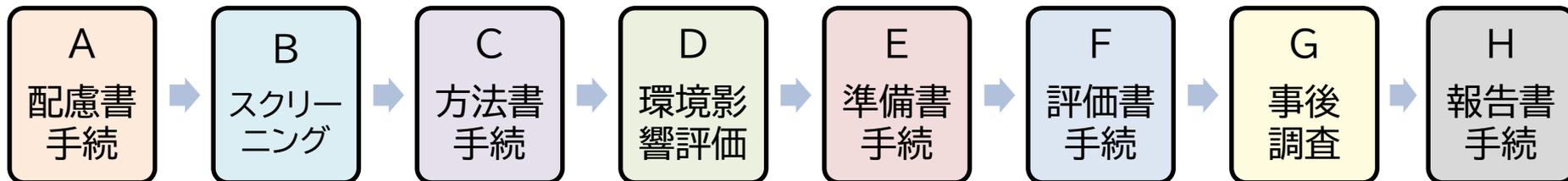
令和5年5月31日(水)

熊本市環境政策課

- 1 環境影響評価手続における問題と対応
- 2 スクリーニングの導入事例と効果
- 3 熊本市環境影響評価手続(案)
- 4 今後の対応

1. 環境影響評価手続の問題と対応

【環境影響評価手続き】



<問題①>

事業の規模要件のみによる環境影響評価手続の一律義務化

現存する施設をより高性能な施設へ建替えることにより、環境負荷(大気汚染物質の排出等)の低減や改善が明らかとなる場合であっても、対象事業であれば、一律に環境影響評価手続を行っている。

<問題②>

環境影響評価手続に要する期間と多額の費用負担

環境影響評価制度は、本市の環境保全に資する制度である一方で、事業の実施までに概ね3年から4年程度を要し、さらに事業者は多額の費用負担も要する。

1. 環境影響評価手続の問題と対応

< 問題に対する対応 >

- ①事業の規模要件のみによる環境影響評価手続の一律義務化
→環境影響を考慮した対象事業の適切な選別
- ②環境影響評価手続に要する期間と多額の費用負担
→手続の短縮や費用負担の軽減



スクリーニング(判定手続)※導入の検討

※ 熊本県は不採用

2. スクリーニングの導入事例と効果

スクリーニングとは、開発事業について環境影響評価を行うかどうかを事業特性や地域特性を踏まえ個別に判定する手続。

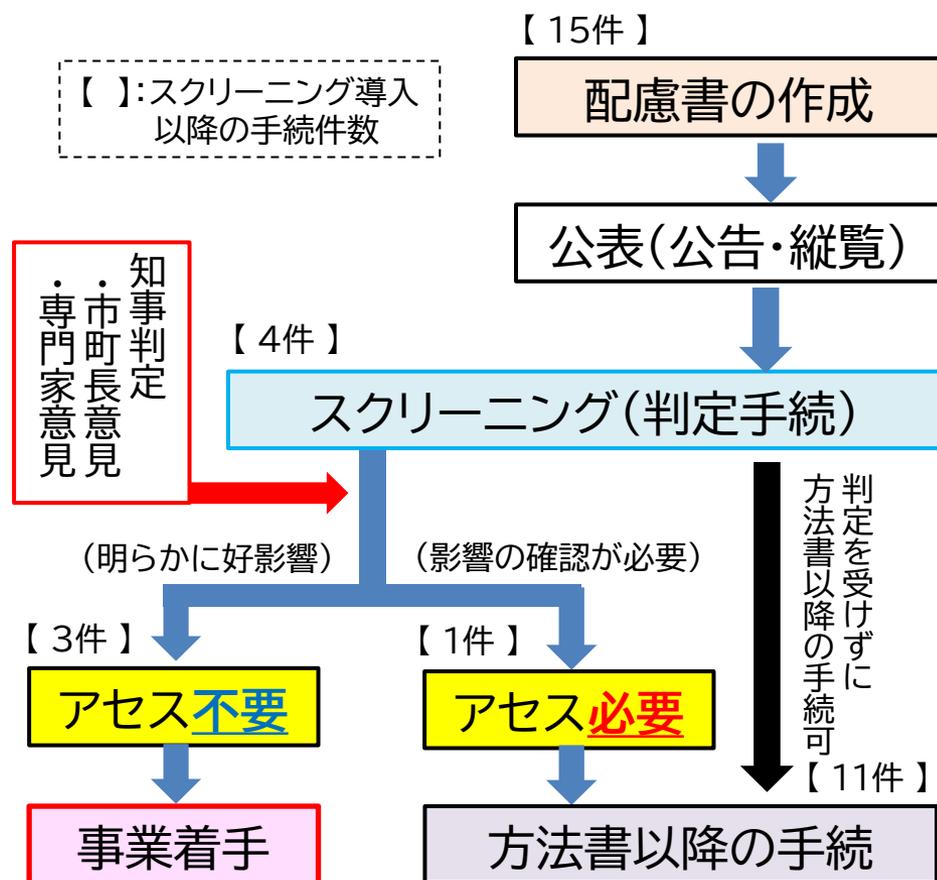
(1) スクリーニング(判定手続)の導入事例

<長崎県のスクリーニングの事例>

- ① 事業者が配慮書(事業計画)を作成
 - ② 知事は、配慮書について専門家意見や判定基準等によりアセス手続の必要・不要を判断
 - ③ アセス不要となった場合は、事業者は事業実施可
 - ④ アセス必要となった場合は、方法書以降の手続
- ※ 事業者は、判定手続を経ずに方法書以降の手続を行うことができる

(長崎県のスクリーニング導入の背景)

- ・長期手続による迅速な企業誘致への支障
- ・規模要件未満での開発の誘発(アセス逃れ)



2. スクリーニングの導入事例と効果

<長崎県のスクリーニングの判定基準>

長崎県環境影響評価条例(第14条第4項)

<対象事業に係る判定>

知事は、規則で定めるところにより、対象事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第1号の措置を、おそれがないと認めるときは第2号の措置をとらなければならない。

- (1) 環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者に通知すること。
- (2) 環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者に通知すること。

2. スクリーニングの導入事例と効果

<長崎県のスクリーニングの判定基準>

長崎県環境影響評価条例施行規則(第13条第1項)

<判定の基準>

知事は、条例第14条第4項に規定する判定を行う場合において、対象事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

- ① 同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いもの(例:大気汚染物質が多く発生する燃料を使う火力発電所など)
- ② 事業が実施される区域に生活環境の保全に特に配慮が必要な施設や地域があること(例:学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点など)
- ③ 事業が実施される区域に環境保全を目的とした指定地域があること(例:自然公園、自然環境保全地域、保安林、文化遺産、鳥獣保護区など)
- ④ 事業が実施される区域に環境基準や環境に関する規制法の基準超過地域があること(例:大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等公害関連の基準の超過地域など)

2. スクリーニングの導入事例と効果

<長崎県のスクリーニングの運用状況>

番号	事業名	事業者名	種別	事業場所	事業概要	対象事業判定届出書		
						受理年月日	結果通知年月日	判定結果
1	ハラサンギョウ(株)汚泥焼却炉の増設	ハラサンギョウ(株)	廃棄物焼却施設	川棚町	10トン/時 (既設の焼却施設の代替)	H27.4.16	H27.6.9	手続不要
2	大島地区工業団地整備事業	西海市	公有水面の埋立て	西海市	12.3ha	H28.1.18	H28.3.14	手続不要
3	(仮称)新産業団地整備事業	諫早市	工業団地の造成	諫早市	約48ha	H28.1.18	H28.3.14	手続必要
4	第2期ごみ処理施設整備事業	県央県南広域環境組合	廃棄物焼却施設	諫早市	12トン/時 (既設の焼却施設の建替え)	R2.9.1	R2.10.23	手続不要

特に、廃棄物焼却施設の建替の場合、最新機器の導入等により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと判断し、方法書手続き以降を不要とした。

※ 平成26年3月に条例を改正し、スクリーニングを導入した以降、判定手続を行わずに方法書手続に進んだものが11件あった。

2. スクリーニングの導入事例と効果

(2) スクリーニング(判定手続)の効果・課題

効果

- 環境への影響が小さいことが明らかなものについて合理的に判断し手続不要とすることで、適切に環境影響評価が実施できる。
- 事業者自身が環境への影響が小さい、環境負荷の低減につながる事業の検討につながる。
- 判定の結果、手続不要となった場合、方法書手続以降の手続を省略することができるため、事業着手までの期間短縮や手続費用の削減につながる。

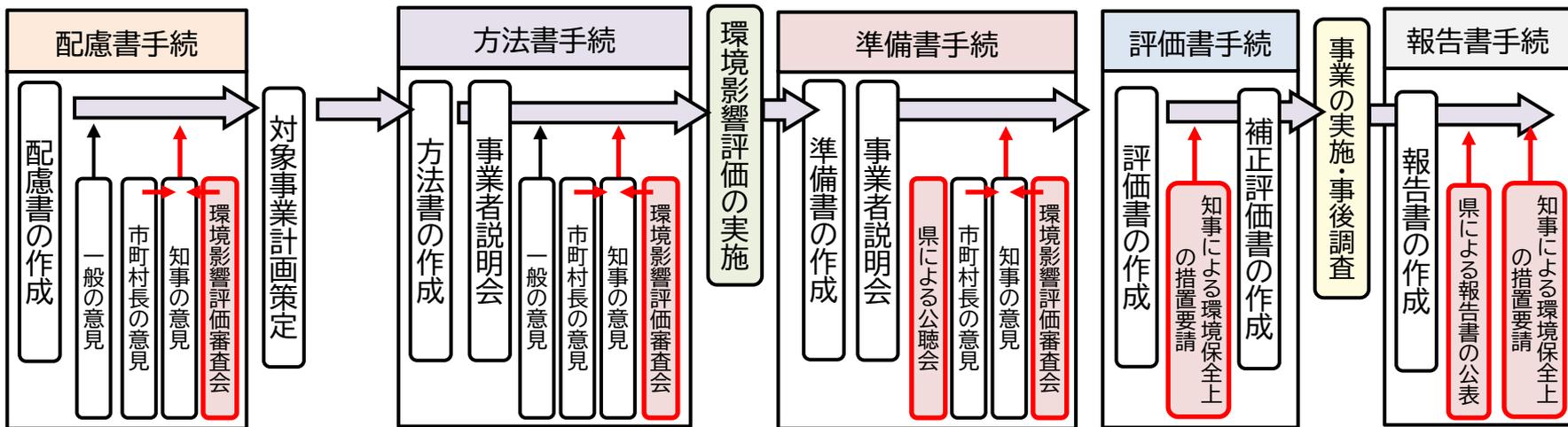
課題

- 一方で、本市の環境保全のため、環境影響が大きい事業の見逃しを防ぐ必要。
 - そのため、環境影響の程度を判断するための「判定基準」の明確化が必要。
- ⇒ 他の自治体の事例収集や次年度に設置する専門家会議での審議により慎重に検討

3. 本市の環境影響評価手続(案)

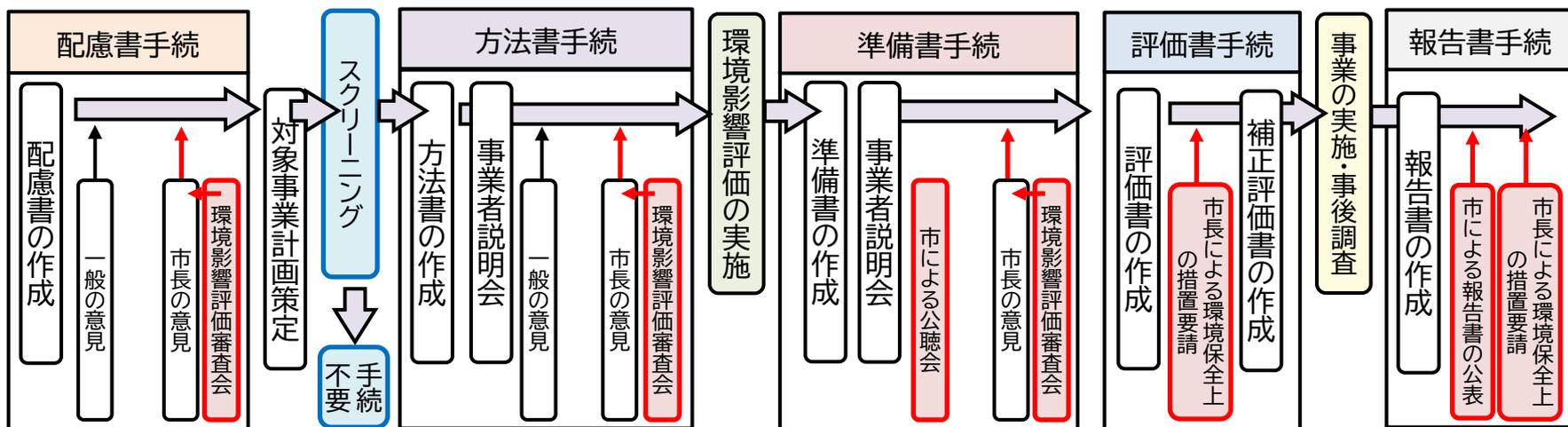
熊本県では取り入れていない「スクリーニング」の導入を検討

(熊本県環境影響評価条例)



→スクリーニング判定で手続き不要とした場合、方法書手続き以降を省略

(仮称)熊本県環境影響評価条例



4. 今後の対応

(1) スクリーニングの導入の有無の検討

- スクリーニングの導入の検討にあたり、どのような事業で、どの程度の規模のものをこの条例の対象とするのかについても検討していく。
- スクリーニングを導入した場合の手続全体の流れ(フロー)についても検討していく。

(2) 県条例との整合性

- 県条例にはないスクリーニング導入を検討するにあたり、県条例の趣旨に即したものにするため、熊本県との協議を進めていく。



今後も、基本的事項である地域区分や対象事業の種類・規模要件の検討と併せ、引き続きスクリーニングの導入の有無について検討していく。

熊本県内の環境影響評価手続 の運用状況

令和5年5月31日(水)

熊本市環境政策課

熊本県内の環境影響評価手続の運用状況

(1) 県内における環境影響評価手続の状況(R4年度末時点)

<国・熊本県の環境影響評価制度の対象事業の種類及び件数>

対象事業の種類	道路 国道その他の道路	河川 ダム堰放水路等	鉄道等	飛行場	発電所	廃棄物処分場	廃棄物処理施設	埋立て、干拓	土地区画整理事業	新住宅市街地開発事業	工業団地造成事業	新都市基盤整備事業	流通業務団地造成事業	宅地の造成の事業	住宅団地造成事業	農用地造成事業	畜産施設	レクリエーション施設	土石採取	下水終末処理場	工場事業場	総計	
	国	●	●	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—	—	
熊本県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	●		
件数	市内	2	0	1	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	市外	1	0	0	0	15	9	4	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
	合計	3	0	1	0	15	12	5	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44

※ 発電所(15件)の内訳:火力発電所 1件、風力発電所 12件、太陽光発電所 2件

熊本県内の環境影響評価手続の運用状況

<熊本県の環境影響評価制度の対象事業の種類及び規模要件>

番号	事業の種類	事業の規模要件等
1	国道、県道、市町村道、 農道、林道	4車線以上かつ長さ5km以上 (森林地域 ^(注1) においては2車線以上かつ長さ10km以上)
	大規模林道	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上
2	ダム	貯水面積50ha以上
	堰	湛水面積50ha以上又は改築後の面積50ha以上かつ増加面積25ha以上
	放水路	土地改変面積50ha以上
3	鉄道	長さ5km以上
	軌道	長さ5km以上
4	飛行場	滑走路の長さ1,250m以上又は延長後の長さ1,250m以上かつ延長部分250m以上
5	水力発電所	出力15,000kW以上
	火力発電所	出力75,000kW以上
	地熱発電所	出力5,000kW以上
	風力発電所 ^(注2)	出力5,000kW以上(一定の条件に該当する事業は除く ^(注3))
6	廃棄物最終処分場	新設すべて
	廃棄物焼却施設	処理能力4t/時又は100t/日以上
	し尿処理施設	処理能力100kℓ/日以上
7	公有水面の埋立・干拓	面積25ha以上(干潟等 ^(注4) を含む場合は面積5ha以上)

* 太陽電池発電所 : 敷地の面積が20ヘクタール以上

(令和2年3月に熊本県環境影響評価条例が改正され、同年10月から対象事業に追加)

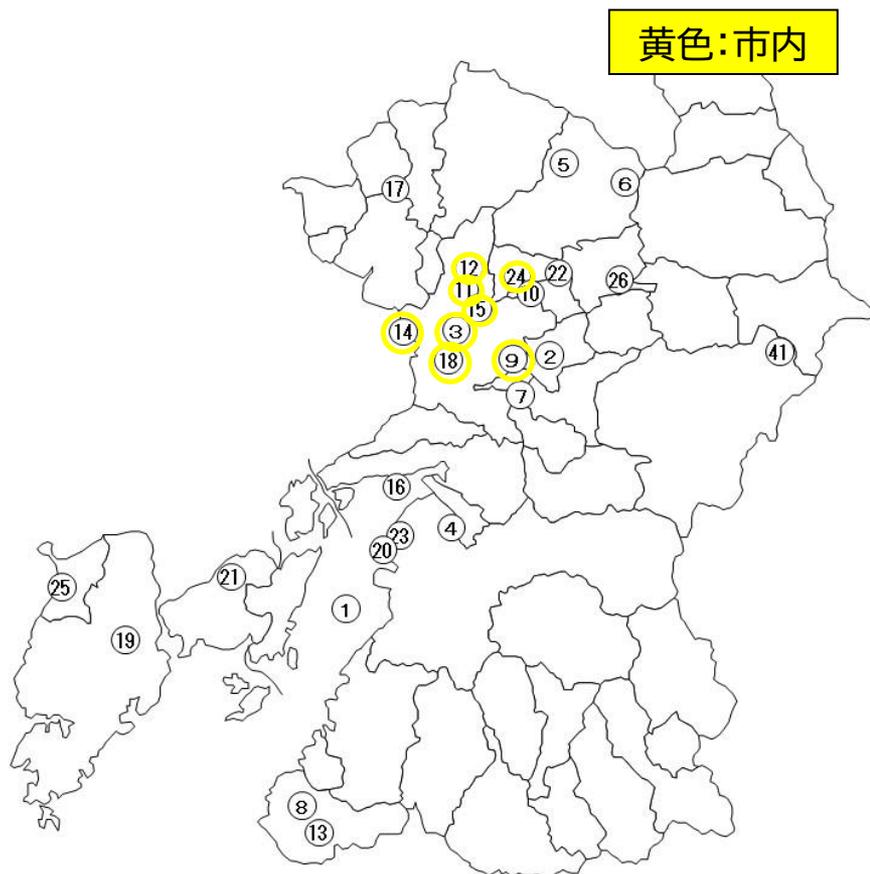
熊本県内の環境影響評価手続の運用状況

<熊本県の環境影響評価制度の対象事業の種類及び規模要件>

番号	事業の種類	事業の規模要件等
8	土地区画整理事業	面積50ha以上(地下水保全地域 ^(注5) においては面積(人口集中地区の面積を除く)25ha以上)
9	新住宅市街地開発事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)
10	工業団地の造成事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)
11	新都市基盤整備事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)
12	流通業務団地の造成事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)
13	住宅団地の造成事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)
14	農用地の造成事業	面積100ha以上(農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)
15	スポーツ又はレクリエーション施設	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)
	ゴルフ場	面積20ha以上又は変更後の面積20ha以上かつ増加面積5ha以上
16	下水道終末処理場	計画処理人口10万人以上
17	工場、事業場	燃料使用量8kℓ/時又は平均排出水量1万m ³ /日以上(地下水保全地域においては平均排出水量0.5万m ³ /日以上)
18	豚房施設	施設面積7,500m ² 以上又は増設後の総面積9,000m ² 以上
19	岩石、土、砂利の採取	面積30ha以上又は変更後の面積50ha以上
20	その他の造成事業	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)

熊本県内の環境影響評価手続の運用状況

(2) 県内における環境影響評価手続の実績(手続終了)



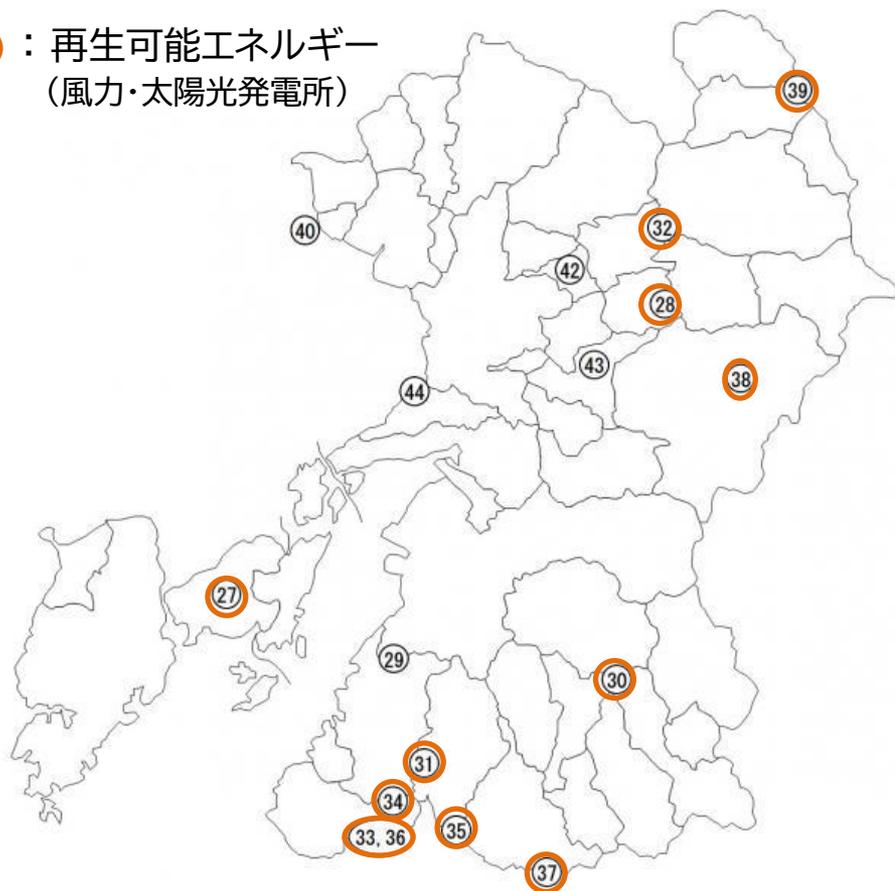
番号	名称	最新手続さ(告示)	手続さ状況
1	八代港公有水面埋立事業	平成14年1月	評価書手続終了
2	益城台地土地区画整理事業	平成15年5月	評価書手続終了
■ 3	熊本都市計画都市高速道路九州旅客鉄道鹿児島本線・豊肥本線(連続立体交差事業)	平成15年3月	評価書手続終了
▲ 4	一般廃棄物最終処分場整備事業	平成16年4月	評価書手続終了
▲ 5	一般廃棄物最終処分場整備事業	平成17年3月	評価書手続終了
▲ 6	廃棄物の最終処分場拡張工事	平成17年3月	評価書手続終了
7	(仮称)嘉島東部台地土地区画整理事業	平成25年8月	評価書手続終了
8	一般国道3号(南九州西回り自動車道)芦北出水道路(水保IC~県境間)	平成19年3月	評価書手続終了
■ 9	熊本都市計画道路(仮称)六嘉沼山津線	平成14年7月	方法書手続終了
10	(仮称)御代志地区土地区画整理事業	事業中止	
▲ 11	植木町投刀塚安定型最終処分場設置事業	平成18年6月	評価書手続終了
▲ 12	植木安定型最終処分場拡張事業	平成20年10月	評価書手続終了
▲ 13	IWD東亜熊本最終処分場事業	事業中止	
14	塩屋漁港広域漁港整備事業	平成20年4月	評価書手続終了
▲ 15	有限会社オー・エス収集センター産業廃棄物管理型最終処分場の拡張事業	平成21年6月	評価書手続終了
▲ 16	松山開発(株)廃棄物処分場事業	事業中止	
▲ 17	熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業	平成24年3月	評価書手続終了
▲ 18	西部環境工場代替施設整備事業	平成24年3月	評価書手続終了
▲ 19	産業廃棄物安定型最終処分場の拡張事業	平成26年12月	評価書手続終了
▲ 20	八代市環境センター建設事業	平成25年10月	評価書手続終了
▲ 21	新ごみ処理施設整備事業	事業中止	
▲ 22	新環境工場等整備事業	平成30年3月	評価書手続終了
● 23	(仮称)くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業	令和2年7月	評価書手続終了
■ 24	国道57号中九州横断道路(大津町~熊本市)	令和2年1月	評価書手続終了
● 25	(仮称)苓北風力発電事業	令和4年2月	評価書手続終了
● 26	一条メガソーラー熊本菊池発電所事業	令和4年1月	評価書手続終了
▲ 41	(仮称)山都町蘇陽地区管理型最終処分場及び中間処理場	事業中止	

- ▲ : ごみ処理施設、処分場事業
- : 道路・鉄道等
- : 再生可能エネルギー(風力・太陽光発電所)

熊本県内の環境影響評価手続の運用状況

(3) 県内における環境影響評価手続の実績(手続中)

○ : 再生可能エネルギー
(風力・太陽光発電所)



番号	名称	最新手続き(告示)	手続き状況
● 27	(仮称)動鳴山風力発電事業	令和3年11月	準備書終了
● 28	(仮称)西原村風力発電事業	令和元年9月	配慮書終了
▲ 29	くまさん安定型最終処分場整備事業	令和4年3月	方法書手続き中
● 30	(仮称)熊本広貝山風力発電事業	令和2年4月	配慮書終了
● 31	(仮称)球磨村風力発電事業	令和3年1月	方法書終了
● 32	(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム	令和2年11月	方法書終了
● 33	(仮称)肥薩ウインドファーム	令和3年1月	方法書終了
● 34	(仮称)大関山風力発電事業	令和2年12月	方法書終了
● 35	(仮称)肥薩風力発電事業	令和2年12月	方法書終了
● 36	(仮称)出水水俣ウインドファーム事業	令和3年2月	方法書終了
● 37	(仮称)伊佐・えびの・人吉風力発電事業	令和3年1月	方法書終了
● 38	アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業	令和3年10月	方法書終了
● 39	(仮称)新阿蘇おぐにウインドファーム	令和4年1月	方法書終了
40	長洲港土砂処分場整備事業	令和4年2月	方法書終了
42	(仮称)原水駅周辺土地区画整理事業	令和4年9月	配慮書終了
▲ 43	(仮称)上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業	令和5年1月	配慮書手続き中
44	住吉漁港土砂受入地整備事業	令和5年2月	配慮書手続き中

・風力・太陽光発電所(●)12/17件、ごみ処理施設、処分場(▲)2件、
公有水面埋立2件、土地区画整理1件

条例制定のQ&A

令和5年5月31日(水)

熊本市環境政策課

1. 環境影響評価条例について

Q1. 事業の実施の可否を判断するような条例はあるのか。

A1. 環境影響評価とは、開発事業の計画段階から、周辺環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民の皆様や行政の意見を踏まえ、よりよい事業実施につなげる制度であるため、事業の実施の可否を判断するような権限を持たせている条例はない。

Q2. 市条例を制定した場合、県条例と市条例とのすみわけはどうなるのか。

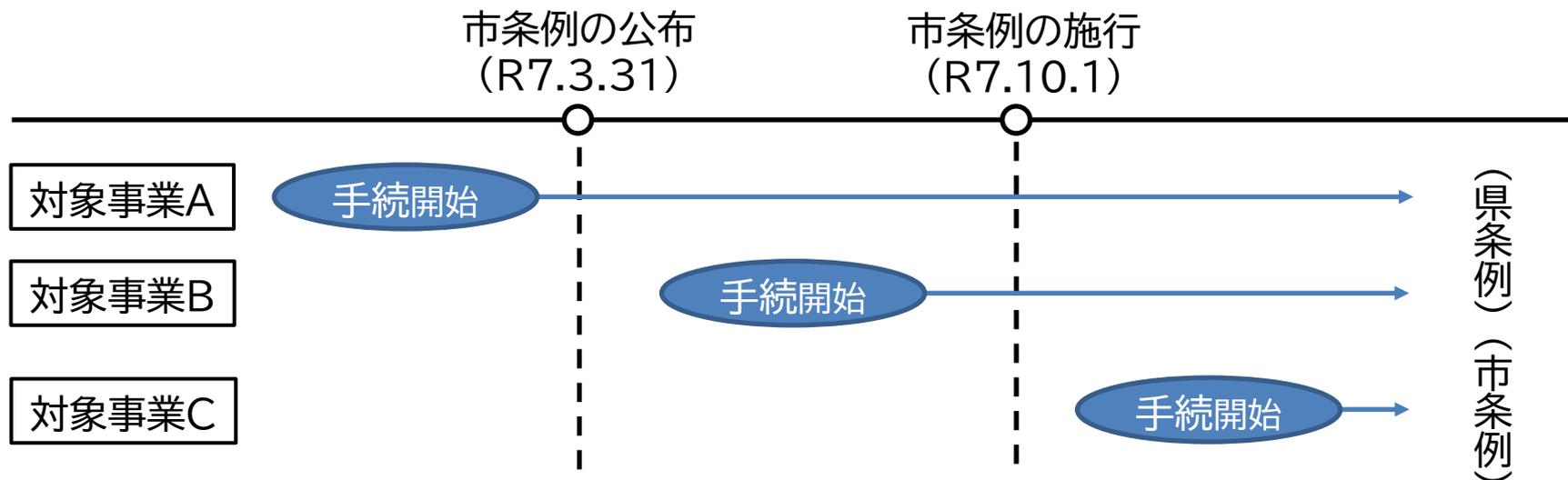
A2. 県条例第48条第2項では、「市町村が対象事業に係る環境影響評価及び事後調査に関し条例を制定している場合において、当該条例の内容がこの条例の趣旨に即したものであり、かつ、環境の保全に関しこの条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が指定したときは、当該市町村の区域内に限って実施される対象事業については、この条例の規定は、適用しない。」と規定されているため、市条例を制定した場合は、市域をまたぐ場合を除き、市の条例が適用される。

1. 環境影響評価条例について

Q3. 市条例の施行について

A3. 市条例の公布後、一定の周知期間を設けたのち、条例の施行と考えており、原則、施行日以降に新規で手続が必要となる事業がこの条例の対象となる。ただし、熊本県との協議により、詳細な手続移行の考え方を整理していく。

<基本的な方針(イメージ)>



2. その他

Q1.個人が設置する小規模な太陽光発電を市で監視できる体制があるのか。

A1.小規模な太陽光発電の設置については、規模によって電気事業法による届出や、固定価格買取制度(FIT)などの場合は経済産業省への申請などが必要になるが、市への届出等は必要ないため、設置されているものを全て市で把握することは困難な状況。

本市では、2050年カーボンニュートラルに向け、再生可能エネルギーである太陽光発電の設置を推進しているが、環境保全の観点から、どの程度の規模のものを本市の条例の対象とするかについて今後検討していきたい。

令和5年（2023年）5月31日

有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の対応について（報告）

1. 令和4年度の調査結果

令和4年度に初めて実施した公共用水域及び地下水の常時監視において、植木地区と白川地区の2地点の地下水でPFOS・PFOAの指針値（暫定）超過を確認した。

年度	種別（地点）	結果
令和4年度	公共用水域（河川5地点） （別図1参照）	全て指針値（暫定）以下
	地下水（井戸39地点） （別図2参照）	37地点で指針値（暫定）以下 2地点で指針値（暫定）超過

指針値（暫定）を超過した2地点においては、環境省から示されている「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」に従い、植木地区の超過井戸周辺の住民へ、情報提供及び飲用を控えていただくよう依頼済み。

2. 追加調査の実施

令和5年4月に指針値（暫定）を超過した2地点の井戸から半径250m内の井戸及び近傍の河川水について追加の調査を行った。結果は以下の通り。

(1) 井戸（18本の濃度内訳）

	指針値（暫定）50ng/Lとの比較	検出濃度範囲（ng/L）	地点
植木地区 （定点監視の井戸含む）	指針値（暫定）50ng/L以下	50以下	6
	指針値（暫定）50ng/L超過	51～100	8
		101～150	2
		151～200	0
		201～250	2
白川地区	検査対象の井戸無し		

(2) 河川

河川名称	地点数	検出濃度範囲
白川	2地点	指針値（暫定）50ng/L以下
木葉川	2地点	

指針値（暫定）超過が判明した井戸の使用者には訪問して、飲用を控えていただくよう、再度文書で依頼済み。

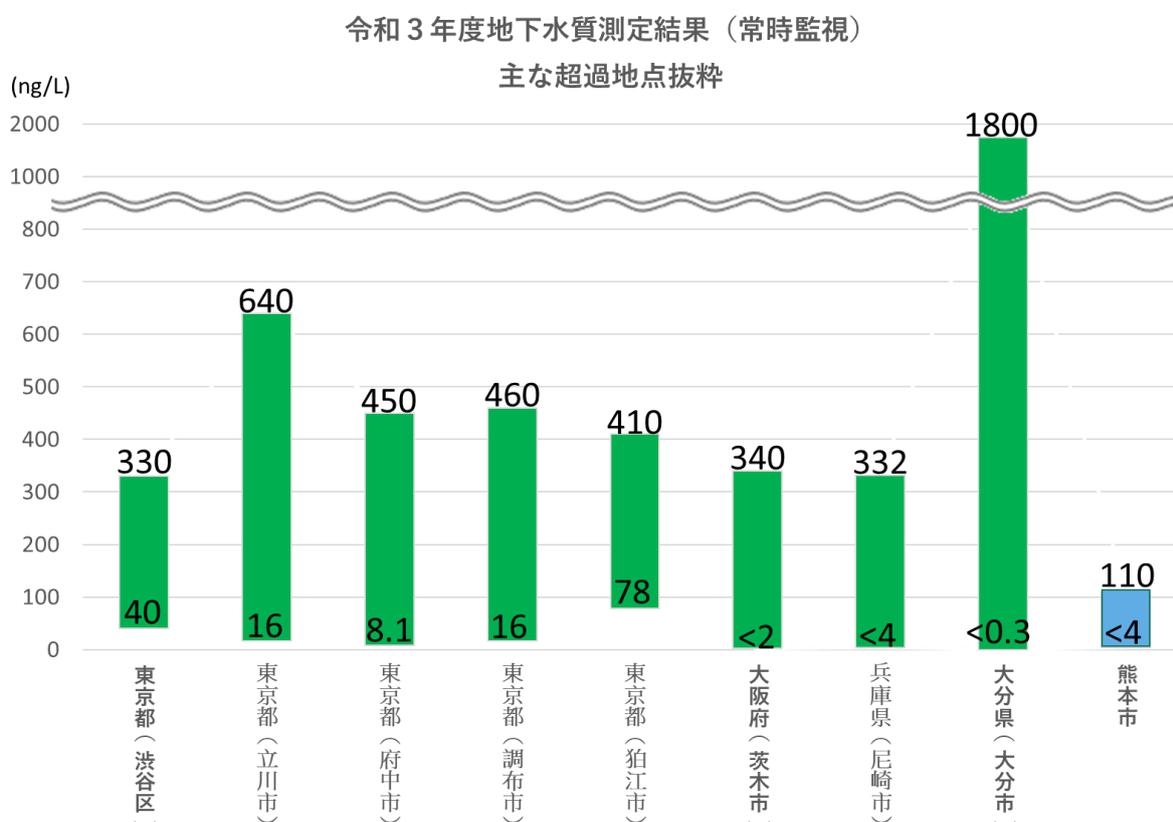
3. プロジェクトチームの設置

PFOS・PFOAに関する対応は関係部局が多岐にわたるため、庁内横断的な対応を図るためにプロジェクトチームを設置し、第1回目の会議を5/12に行い、関係部局と今後の対応の確認や情報交換等を行った。

4. 今後の方針

これまで半径250m内での調査を行ってきたが、500mに拡大し調査を実施する。その後、第2回プロジェクトチーム会議を行い、結果の分析や今後の対応などを協議する。

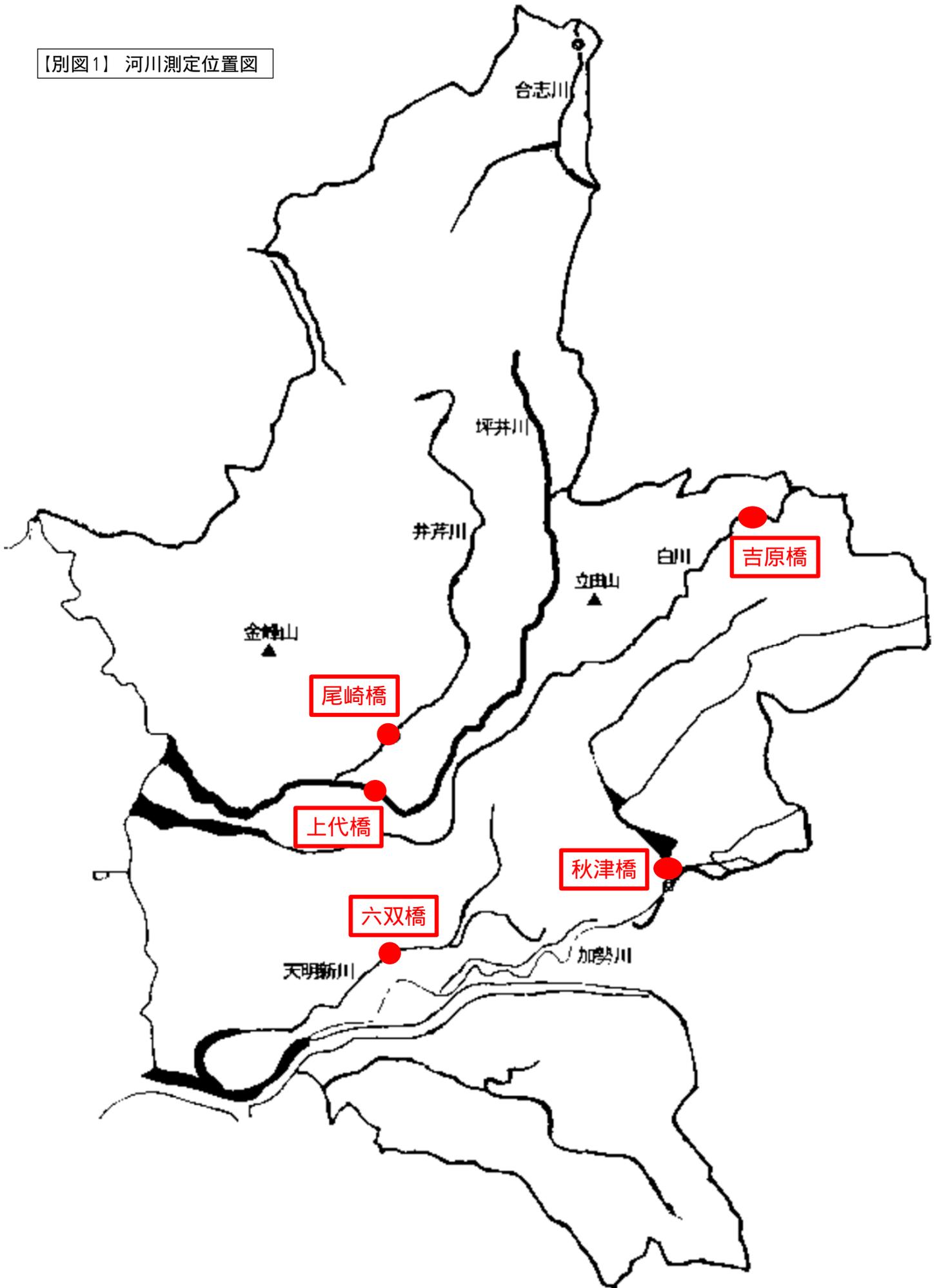
5. 参考資料



指針値(暫定)について (環境省見解)

- 指針値(暫定) 50 ng/Lは、体重50kgの人が、1日当たり2Lの水を一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと考えられる値として設定されている。
- 仮に暫定目標値を多少超過している水を飲んだとしても、直ちに健康に影響が出るものではなく、通常の利用は、過度に心配する必要はないと考えられる。

【別図1】 河川測定位置図



【別図2】 定点監視井戸位置図

